

資 料

(環境税[地方税])

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

第4章 平成22年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

所得税法等の一部を改正する法律案附則（抄）

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第四百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

（車体課税についての検討）

第四百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税 目		税 率	22年度	22年度	
				本則分相当	上乗せ分相当
国	揮発油税	(当分の間の税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	25,760	12,880	12,880
	石油ガス税	(本則税率) 17.5円/kg	120	120	—
	自動車重量税	<自家用乗用> (当分の間の税率) 5,000円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	4,470	2,744	1,726
	計		30,350	15,744	14,606
地方	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (当分の間の税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,777	2,350	427
	石油ガス譲与税	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	123	123	—
	自動車重量譲与税	<自動車重量税・自家用乗用> (当分の間の税率) 5,000円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,090	1,379	1,711
	自動車取得税	(当分の間の税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,286	1,557	729
	軽油引取税	(当分の間の税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	8,432	3,940	4,492
	自動車税	(例) 乗用車 (2,000ccクラス) (自家用) 39,500円	16,272	16,272	—
	軽自動車税	(例) 軽乗用車 (自家用) 7,200円	1,792	1,792	—
	計		34,772	27,413	7,359
合 計			65,122	43,157	21,965

(注1) 平成22年度予算・地方財政計画額ベース。自動車重量税については、22年度改正で、グリーン化を行いながら、上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担を軽減。この改正経緯を明らかにするため、自動車重量税及び自動車重量譲与税の「本則分相当」欄には、国・地方の本則税率分税収のそれぞれ3分の2相当額及び3分の1相当額を記載。それぞれの「上乗せ分相当」欄には、自動車重量税収及び自動車重量譲与税収からそれぞれの「本則分相当」を控除した残りを記載。なお、22年度改正で自動車重量譲与税法附則において当分の間として措置される譲与割合(1,000分の407)に基づく改正後の「本則分相当」は国2,441億円、地方1,618億円、「上乗せ分相当」は国2,029億円、地方1,472億円となる。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

自動車税のグリーン化特例

※平成13年度創設
平成24年3月31日までの特例
税込中立が前提

□軽減

対 象 車	内 容
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>平成17年排出ガス基準 +75%達成車</p> </div> <div style="margin: 0 20px;">かつ</div> <div style="text-align: center;">  <p>平成22年度燃費基準 +25%達成車</p> </div> </div>	<p>税率を概ね50%軽減</p>

※ 電気自動車、一定の排出ガス要件を満たす天然ガス自動車又はプラグインハイブリッド自動車について、税率を概ね50%軽減。

※ 税率の軽減は、平成22年度及び23年度の新車新規登録の翌年度1年間。

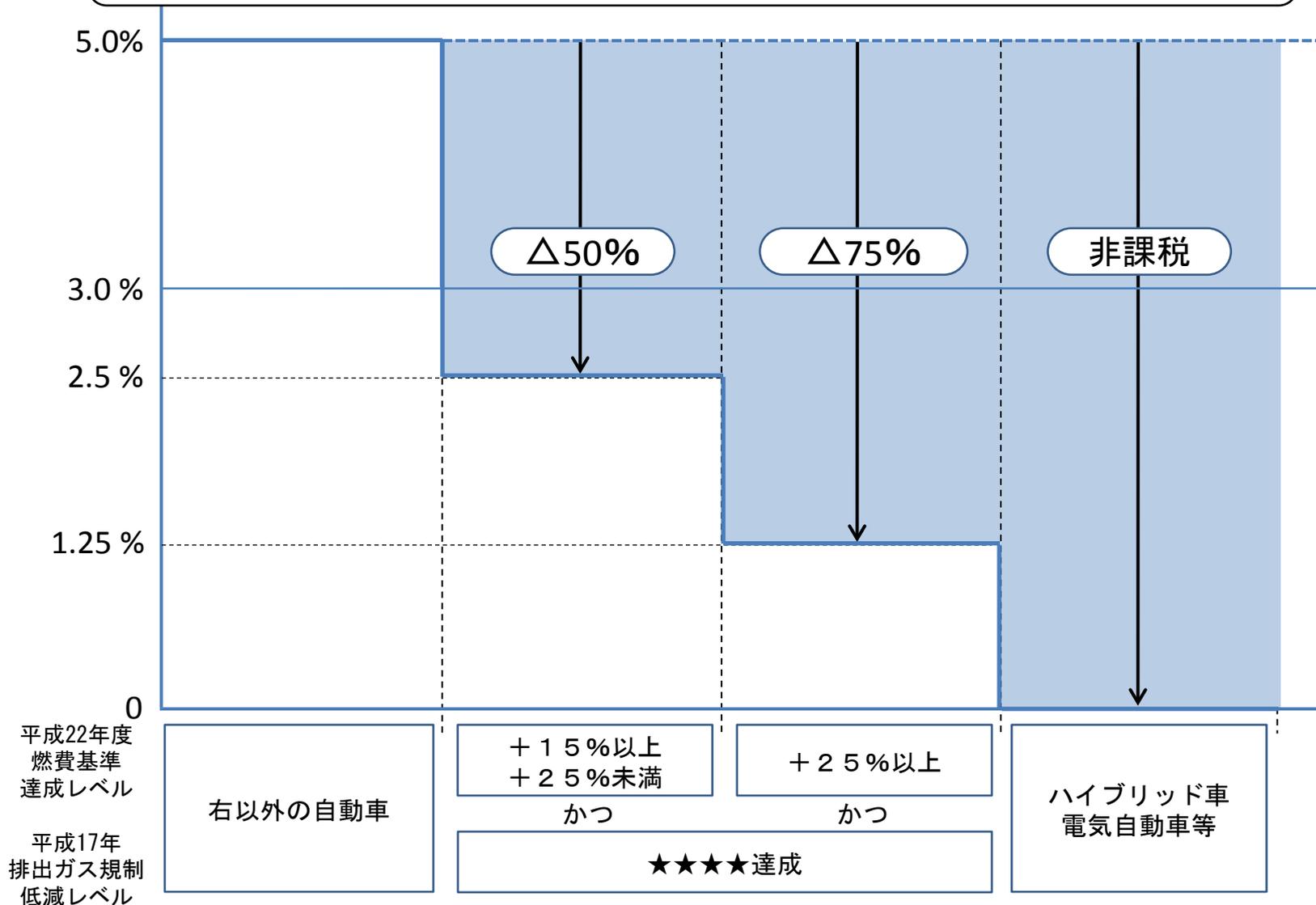
□重課

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	税率より概ね10%重課(毎年)
新車新規登録から13年を超えているガソリン車(又はLPG車)	

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除く。

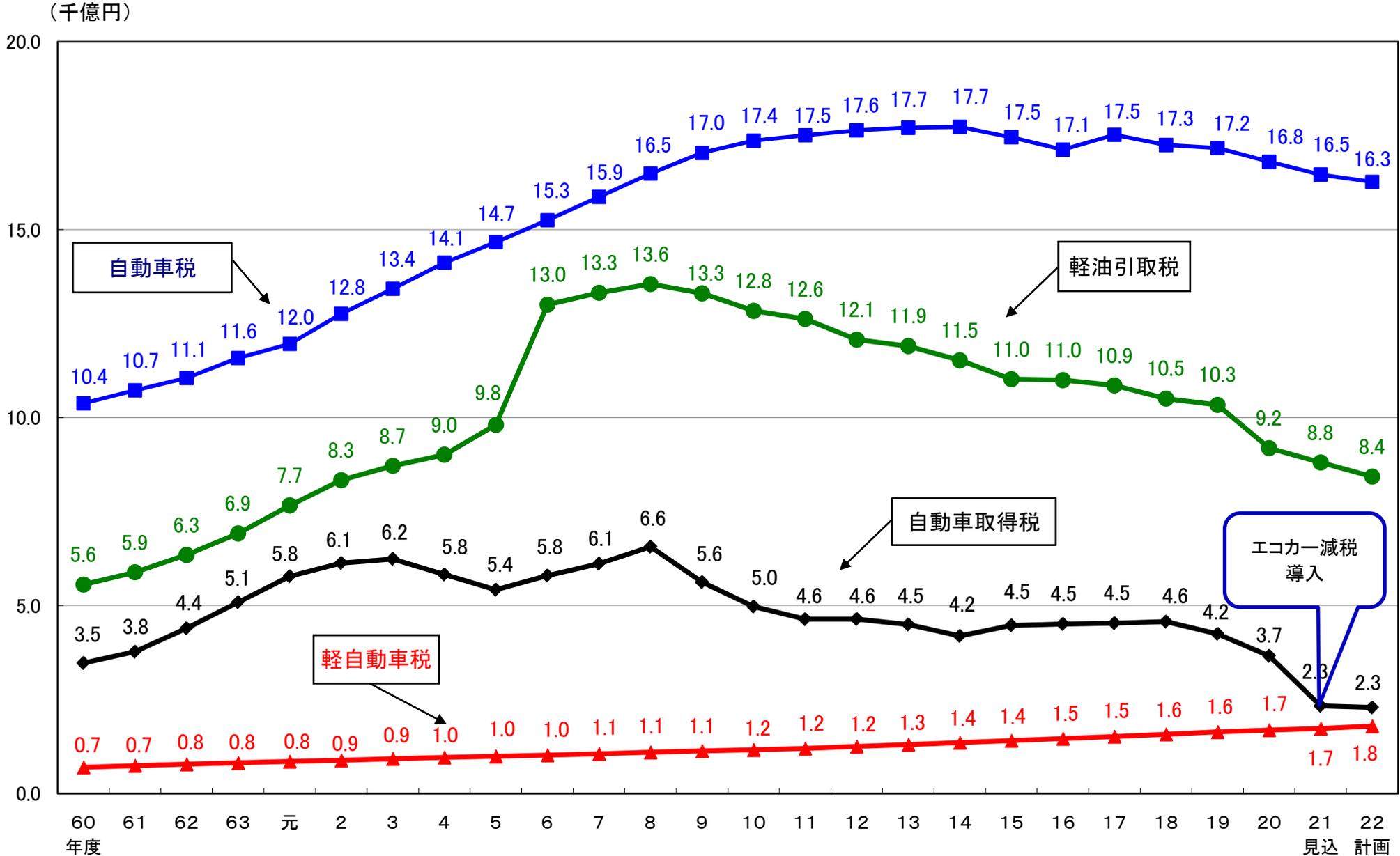
エコカー減税適用後の税率のイメージ (自家用乗用車(軽自動車を除く))

- エコカー減税・・・平成21年度創設(平成24年3月31日まで)
- エコカー減税導入による減収額・・・1,176億円(平成21年度税収見込額)



★★★★★：窒素酸化物等の排出量が規制値より75%以上低減

自動車関係税(地方税)の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない(地方財政計画ベース)。
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。

- 喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるために、地域において主体的な取組を進め地球環境に貢献することが必要。
 - ・ 地方税において、自動車や燃料に対して、環境への負荷に応じた課税を行い、CO₂の排出の抑制に寄与。
 - ・ 税収を活用して京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体の具体的取組を一層充実。



「地方環境税の論点」へ

燃料課税

【地球温暖化対策税と地方の関わり】

- 地球温暖化対策の観点から、仮に主として運輸部門で使用されるガソリンに国税として課税するのであれば、同様に軽油に対しても、地方税として課税するべきではないか。
- その場合、ガソリンと軽油に係る税率をどのように設定するか。
(現行の税負担 ガソリン 55.84円/ℓ : 軽油 34.14円/ℓ)
- 地球温暖化対策税(国税)のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、地方が地球温暖化対策に主要な役割を担っていることを踏まえ、その税収を譲与税などにより地方に配分する仕組みが必要ではないか。
(地方公共団体の地球温暖化対策に係る平成20年度予算額は、都道府県・市町村合計で約1.5兆円)
- 地球温暖化対策税(国税)の創設に伴い失われる地方揮発油譲与税の暫定税率分などの地方税源については、国の責任において確実に補てんすることが必要。

車体課税

【環境自動車税の創設】

- 平成23年度からの導入を目途に、自動車税と自動車重量税を基礎としてCO₂排出削減に資する環境自動車税(地方税)を創設してはどうか。

環境自動車税(地方税)の創設

平成21年12月7日
税制調査会提出資料

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**」
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減**(1990年比)」

欧州の動向

- 既に**17カ国**において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**
《代表的な導入国》
イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による

検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現在

自動車税(地方税)

(1.6兆円(21年度地財ベース))

排気量(cc)に応じた課税

自動車重量税(国税)

(本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円(21年度予算ベース))

車両重量に応じた課税

一本化

環境自動車税(地方税)のイメージ

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

平成21年12月7日
税制調査会提出資料

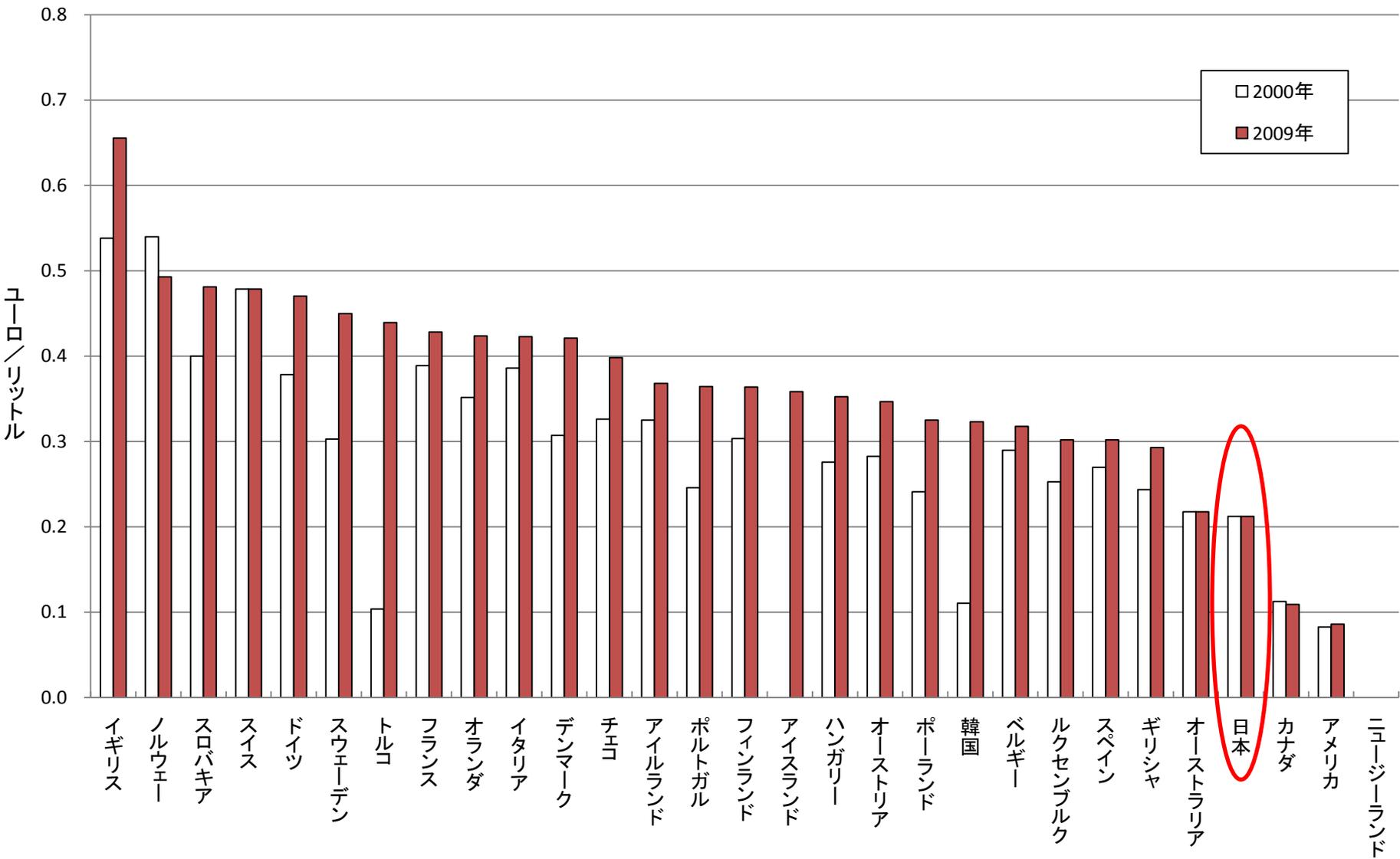
- 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。
- 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。(億円)

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・地中熱を利用した融雪施設の設置 ・共同溝の整備 	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進(焼却灰の有効利用) ・環境にやさしい農業者(エコファーマー)の認定 	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・代替製品の調達 	1	8
温室効果ガス吸収源対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市林の保全や都市公園施設の整備 ・森林病虫害(松くい虫)の防除 	3,409	1,121
横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策地域推進計画の策定 	1	1
その他の温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	502	224
合 計		7,852	7,207

※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。

…調査に当たっては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。

OECD諸国の軽油課税の推移



(出典) OECD/European Environmental Agency - Database on instruments used for environmental policy and natural resource management

(注1) カナダ、アメリカについては、連邦税と州税を合算した税額

(注2) 為替レートについては、2008年の年平均レートで各国通貨をユーロに換算したもの（円については151.2円/ユーロ）

(注3) 各国とも、消費税、小売売上税、付加価値税は算入していない（日本については軽油引取税のみ）